

平成20年9月29日

各 位

高齢者福祉施設本能  
施設長 宮本龍家

当施設におけるメラミン混入の菓子類の取扱状況及び  
当法人運営の「総合福祉施設修徳」における  
丸大食品（株）業務用菓子「クリームパンダ」の報道について

先日来、テレビ・新聞等で報道されておりますメラミン混入の菓子類について、丸大食品（株）の業務用菓子「クリームパンダ」は、当施設ではその取扱いの実績もなく、ご利用者様にも提供していなかったことをご報告させていただきます。

加えて、当施設が食事に関する業務全般を委託しております「株式会社レオック」からもこれらの取扱いがなかった旨の報告を受けております。

しかしながら、当法人が運営しております下京区の総合福祉施設修徳（給食業務委託業者：日清医療食品株式会社）において、平成20年8月8日丸大食品（株）の業務用菓子「クリームパンダ」106食（お一人1個）をご入居者様及びデイサービス・ショートステイのご利用者様に提供していたことが判明いたしました。

この「クリームパンダ」の提供時に余りとして保管していた「クリームパンダ」を所管の下京保健所に提出しましたところ、9月29日に「製品1キログラム当たり4.6ミリグラムのメラミンが検出された」との検査結果の報告がありました。

「修徳」をご利用の皆様には大変なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

なお、今後もより安心・安全な食事の提供ができるよう食材の産地を含め原材料の確認には細心の注意をはらっていく所存です。

（参考）

健康への影響は厚生労働省が公表しております1日当たり許容できるメラミンの摂取量は、米国の基準を例として、体重60キログラムの人が1日当たり37.8ミリグラムとされていることから、このクリームパンダを1日200個食べた場合でもこの数値を超えないことを申し添えます。